

3 第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

（権利集積配分一括計画の作成手続の特例）

第五十三条 第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうち、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

（登記の特例）

第五十四条 第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（森林法の特例）

第五十五条 第五十二条第一項の規定による公告があつたときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。

（勧告）

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

第六章 経営管理支援法人

（経営管理支援法人の指定）

第五十七条 市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村の長に届け出なければならぬ。

4 市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（支援法人の業務）

第五十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 森林所有者、民間事業者その他経営管理を行う者に対する者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。
- 二 経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。
- 三 経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。
- 四 委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者（第六十条第二項において単に「森林所有者」という。）の探索を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。

（監督等）

第五十九条 市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（情報提供等）

第六十条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報（以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。）の提供の求めがあつたときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人（当該所有者関連情報によつて識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出）

第六十一条 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

（森林法の一部改正）

第二条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項第一号中「及び第三号」を一から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分 農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。

第十条の二第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「一に」を「いづれかに」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「かん養」を「涵養」に改め、同条第四項中「条件を附する」を「擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付する」に改める。

第十条の三「附した」を「付した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

第十条の八第一項中「森林所有者等は」を「森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

第十条の十一第一項中「この項」の下に「及び第十条の十一の九第一項」を加え、同条第三項第二号イ及びロ中「申請」を「認可の申請」に改める。

第十条の十一の四第一項中「全てに」を「いづれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十条の十一第一項の認可の申請に係る実施協定にあつては、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域が実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。